

監修者 はしがき

金融取引は、「約束事」そのものであり、金融機関と金融機関よりサービスを受ける利用者との間の「約束事」を売り買いしているのが「金融商品」といってもよいでしょう。したがって、この「約束事」が円滑に、確実に実行されることが必要であり、そのためにルールが重要となります。つまり、金融取引を支える最も重要な要素は、ルールであり、金融商品は、ルールの塊といってもよいでしょう。

しかし、このルールを理解することは容易ではありません。金融取引をめぐるルールは、民法や商法、さまざまな法律を前提として、そうした法律が応用的に活用され、解釈されており、金融取引ルールを理解するためには、基本的な法律の知識が欠かせません。さらに、金融商品は、IT技術の進展もあって、進化し続けており、金融商品そのものの複雑さは、それを支えるルールの複雑さともなっています。

金融取引のルールを理解する重要性は増す一方であり、そのことがリスク管理やコンプライアンスの観点からも強く求められています。これを学ぼうとすると多くの困難に直面することになりますし、独習となればなおさらです。現代の金融機関の行職員の方の多忙ぶりをみるにつけ、時間的余裕は与えられていないでしょう。他方で、ハウツー的な便利本ではとても太刀打ちできる世界ではないこともまた確かなことです。では、どうしたらよいのでしょうか？ 見通しの悪い地形の入り口を前に、羅針盤も地図もなく、途方に暮れてしまうことになりかねません（これは、監修者が経験したことでもあり、また経験し続けていることでもあります……）。

本書は、まさにそうした金融取引という複雑な地形をこれから進もうとする人たちに、ひるむことなく歩むための基本的な知識を提供するも

のです。こうした本を作り上げることは決して簡単なことではありませんが、金融法務の分野に精通した藤池智則弁護士と高木いづみ弁護士を筆頭に堀総合法律事務所の若き弁護士の皆さまが、まずは複雑な地形の入り口の地ならしと、さらに進んでいくための地図、コンパスを用意してくれました。銀行取引に係る基本的なルールを丁寧かつ簡潔に、そして網羅的に示してくれています。

もちろん、金融取引は、本書に記載されただけでなく、さらに応用的な取引、銀行取引以外の金融取引があり、さらにその領域も広がっていますから、本書だけですべてが理解できるわけではありません。しかし、ここに示された基本的な法律知識、考え方は、そうした応用分野、他分野を理解するうえでも、よすがになるはずであり、足場の悪い地形に立ち入ろうとしたときでも、どう進むべきか、どのルートをとるべきかを考え、判断するための基礎を与えてくれることになるでしょう。

本書は、金融法務の基本的な知識を得たいという読者、銀行業務検定といった試験への準備をしたいという読者にとって必携のテキストとなるものです。

私自身、監修者の名を借りた本書の最初の読者となる機会をいただきました。本書の執筆にあたられた堀総合法律事務所の先生方に敬意を表すとともに、本書を手にとった皆さまも、同じように、本書を通じて金融取引の複雑さにひるむことなく、営々と金融実務家や研究者の先達によって積み重ねられ、凝縮された叡智を知る喜びを感じとってもらえるのではないかと期待しています。

(本文中、意見等に係る部分は監修者の所属する組織を代表するものではありません)

2016年11月

監修者 一般社団法人 全国銀行協会 大野正文

編著者 はしがき

本書は、金融法務に初めて接する新入行職員や法務に馴染みのない若手行職員の方々を対象とし、各種預金取扱金融機関の金融取引に関する入門書として手に取っていただくことを想定して、企画・執筆したものです。

そのため、預金、融資、手形・小切手、内国為替といった最も基本的な金融取引の分野について、日常の実務において欠かすことのできない基本的知識を中心に、コンパクトに解説しました。

日常的な金融取引については、各金融機関において事務手続書等があり、これに従って業務を行えば必ずしも金融法務の知識は必要とされないかもかもしれません。しかし、事務手続書等に記載されていない異例事態が発生した場合には、金融取引をめぐる法律関係の基本的理解に立ち戻って考えてみる必要があります。

また、そもそも金融法務の基本的理解ができていないと事務手続書等が定めるルールや内容を正しく理解することができず、意図せずルールに抵触してしまうことも想定されます。

さらに、近年、情報通信技術の進展やグローバル化に伴い、金融取引は急激に複雑化していますが、こうした複雑な金融取引も、金融法務の基本的知識なしに理解することはできません。

そこで、本書では、金融法務の基本的知識を一冊で学ぶことができるよう、重要な事項に絞り、内容の正確性に配慮しつつ、適宜、図や用語解説を交えながら解りやすく記述するよう努めました。

もっとも、金融取引の基本的な事項について網羅的に触れ、根拠となる条文や裁判例にもできるだけ言及することとしたため、初めて金融法務に触れる方にとっては、若干難しい内容が含まれているかもしれませ

ん。細部にわたる部分については、実務の中で疑問が生じた際に立ち戻って参照するテキストとしてもご活用いただければ幸いです。

本書は、全般において、一般社団法人 全国銀行協会の大野正文氏にご監修いただきました。金融法務に関して多数のご論稿を執筆されている同氏の多岐にわたる有益なご助言は、本書の内容の精度を確実に向上させました。

また、株式会社 経済法令研究会の地切修氏には、本書の構成から記述の細部に至るまで、きめ細やかなご指導と温かいご支援をいただきました。同氏のご支援なしに本書は出版されることはなかったと確信しております。

この場をお借りして、両氏に、厚く御礼申し上げます。

2016年11月

編著者

堀 総合法律事務所

パートナー弁護士 藤池 智則

パートナー弁護士 高木 いづみ

目 次

第1章 金融法概説

I 金融法とは何か

- 1 金融法の意義…………… 2
- 2 金融規制法…………… 4
- 3 金融取引法…………… 6

II 金融取引の法務

- 1 契約と約款…………… 7
- 2 金融取引と法…………… 8
- 3 法解釈と判例…………… 9
- 4 商慣習…………… 9

III 金融機関の守秘義務

- 1 守秘義務の根拠……………10
- 2 個人情報保護法との関係……………11
- 3 金融規制法上の規制……………11
- 4 守秘義務の例外……………12

第2章 預 金

I 預金の基本

- 1 預金の法的性質……………18
- 2 預金通帳・証書……………20
- 3 犯罪収益移転防止法……………22
- 4 預金保険制度……………26

II 預金の種類

- 1 普通預金……………28
- 2 定期預金……………31
- 3 当座預金（当座勘定）……………32
- 4 総合口座……………33
- 5 その他の預金……………35

III 預金の受入れ

- 1 預金の受入対象……………37
- 2 預金の成立時期……………38
- 3 預金者の認定……………41
- 4 誤振込と預金契約……………43

IV 預金の払戻し

- 1 預金払戻しの原則……………45
- 2 債権の準占有者に対する弁済と免責規定……………51
- 3 盗難・偽造カード・盗難通帳等による払戻し……………54

V 預金の管理

- 1 相続預金の取扱い……………58
- 2 預金の譲渡・質入れ……………67
- 3 預金に対する差押え……………69
- 4 預金の消滅時効……………73

第3章 融 資

I 融資の基本

- 1 融資取引の基本原則……………76
- 2 融資取引の規制……………77
- 3 銀行取引約定書……………78

II 各種融資取引

- 1 証書貸付……………80
- 2 手形貸付……………81
- 3 手形割引……………82
- 4 当座貸越……………83
- 5 その他……………84

III 取引の相手方

- 1 自然人……………86
- 2 制限行為能力者……………86
- 3 各種法人と代表者……………89

IV 担 保

- 1 担保の基本……………91
- 2 不動産担保……………93
- 3 債権・動産の担保……………99

V 保 証

- 1 保証の基本…………… 104
- 2 保証と連帯保証…………… 106
- 3 根保証契約…………… 108
- 4 信用保証協会の保証…………… 109

VI 融資金の管理回収

- 1 弁 済…………… 111
- 2 相 殺…………… 115
- 3 担保権の実行…………… 118
- 4 貸金債務の相続…………… 121
- 5 消滅時効の管理…………… 123
- 6 期限の利益の喪失…………… 125

第4章 手形・小切手等

I 手形・小切手の基本

- 1 手形・小切手の意義と性質…………… 128
- 2 当座勘定取引（当座勘定取引契約）の法的性質 …… 133

3	手形・小切手の取立と手形交換所	134
---	-----------------	-----

II 約束手形

1	約束手形の基本	135
2	振 出	135
3	裏 書	143
4	支 払	150
5	遡 求	155
6	保 証	157
7	時 効	158
8	白地手形	159
9	公示催告・除権決定	161

III 小切手

1	小切手の法的性質等	162
2	振 出	163
3	譲 渡	164
4	支 払	165
5	線引小切手	168
6	遡 求	171

IV 手形交換

1	手形交換制度の概要	172
2	手形・小切手の依頼返却	174
3	手形・小切手の不渡りと取引停止処分	175
4	不渡異議申立制度	179

V 電子記録債権

1	電子記録債権の意義	181
2	電子記録債権の発生	182
3	電子記録債権の譲渡	183
4	電子記録債権の消滅	185

第5章 内国為替

I 内国為替の基礎

1	為替取引の定義と役割	188
2	内国為替の種類	190
3	全国銀行内国為替制度と全銀システム	191
4	内国為替取引の当事者	193

II 振 込

1	振込の意義等	194
2	振込の法律関係	195
3	振込規定の概要	197
4	被仕向金融機関の義務	200
5	振込金の預金口座への入金	201
6	入金不能分の取扱い	202

III 代金取立

1	代金取立の意義と特徴	203
---	------------	-----

2	代金取立の方式	204
3	代金取立の法律関係	205
4	代金取立規定の内容	207
5	委託金融機関の義務	209
6	受託金融機関の義務	211

IV 組戻し、取消し、訂正

1	組戻し	213
2	取消し	214
3	訂正	215

◆資料◆

・普通預金規定ひな型	217
・当座勘定規定ひな型	220
・銀行取引約定書ひな型	223

※上記ひな型は全国銀行協会が制定したのですが、「銀行取引約定書ひな型」については、平成12年4月に廃止されています。

金融法とは何か

1 金融法の意義

1 金融とは

金融法の意義について明確な定義があるわけではありませんが、一般に金融法とは金融に関する法とされています。

ここに金融とは、手元資金に余裕がある者が、資金不足のため資金需要がある者に対して、資金を融通して供給することです。しかし、一般の資金供給者は、確実な返済を見込める資金需要者を見出すことは容易ではありません。そこで、資金融通を仲介する金融機関の存在が必要となるのです。

2 金融機関の種別と金融法

金融機関には、金融仲介の方法に応じて、預金取扱金融機関、証券会社、保険会社などがあります。

- ① 銀行をはじめとする預金取扱金融機関……広く預金を受け入れて資金を得て、その資金を資金需要者に対する貸出や投資に充てるものです。
- ② 証券会社……資金供給者が企業の株式や債券等を取得することにより、直接、企業に対する資金供給を行うことを仲介し、また、

I 金融法とは何か

自らも企業に投資するものです。

- ③ 保険会社……偶然に発生する事故（保険事故）によって生じる財産上の損失に備えて、多数の者から資金（保険料）を受け入れ、その資金を資金需要者に対する貸出や投資に充てて運用するとともに、その運用資金をもって、保険事故が発生した者に対して保険金を給付するものです。

そのほか、投資信託委託会社、投資顧問会社、貸金業者、リース会社等も、資金供給者・資金需要者間の金融仲介に関与しているという意味で、金融機関に含まれるといえます。

ただ、預金取扱金融機関の金融取引に関する入門書である本書においては、「金融機関」とは預金取扱金融機関をいい、「金融法」とは預金取扱金融機関における金融に関する法をいうものとします。

なお、ゆうちょ銀行や農業協同組合等は、歴史的経緯等から、「預金」ではなく「貯金」という用語を用いていますが、本書では、便宜上、「貯金」も含めて「預金」として解説します。

金融法には、金融機関に対して向けられた行政監督的規制である金融規制法と、金融仲介取引における取引当事者間の利害を調整する金融取引法とがあります。本書は、預金取扱金融機関の金融取引に関する入門書としての性質上、後者を中心に扱います。

また、預金取扱金融機関には、銀行以外にも、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合等の各種協同組織金融機関があります。ただ、協同組織金融機関であっても、金融取引法の規律内容に関しては、基本的に銀行と異なるところがありません。そこで、本書では、協同組織金融機関を含む預金取扱金融機関を総称して、単に「金融機関」として解説を進めていきます。

2 金融規制法

1 金融機関の業務

金融機関に適用される金融規制法として最も重要なものは銀行法です。銀行法は、銀行に適用されるものですが、各協同組織金融機関を規律する業法においても準用されています。同法1条1項では、銀行法の目的は「銀行の業務の公共性にかんがみて、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資する」点にあるとされています。

ここにいう銀行の業務、すなわち銀行業とは、大衆から預金を受け入れる預金業務、預金として受け入れた資金をもって貸付を行う貸付業務、そして、その受入資金をもって送金する為替業務をいいます(同法2条2項)。

預金業務は、一般人に対して余剰資金の安全な保管手段と確実な貯蓄手段を提供する機能を有します。また、貸付業務は、預金業務で受け入れた資金を資金需要者(借入人)につなぐ金融仲介機能を有するとともに、貸付により、貸付資金が借入人の口座に入金されて新たな預金が創出されるという信用創造機能も有します。

さらに、為替業務は、売買代金の支払等のための隔地者間の資金移動を仲介するという意味での金融仲介機能も有します。

このように、金融機関は金融仲介機能および信用創造機能を發揮して「金融の円滑」を図ることにより、国民の余剰資金を資金需要者に効率的かつ適切に行き渡らせ、「国民経済の健全な発展に資する」ことが求められ、ここに金融機関の業務の公共的性格が認められるのです。

START UP 金融法務入門

2017年1月15日 初版第1刷発行

監修者 大野正文
編著者 藤池智則
高木いづみ
発行者 金子幸司
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

カバーデザイン／図工ファイブ 制作／地切 修 印刷／(株)日本制作センター

© Masafumi Ohno 2017 Printed in Japan

ISBN 978-4-7668-2395-0

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。